

防災行政無線を用いた情報伝達訓練を行います

地震などの災害に備え、以下の日程で、防災行政無線を使用した情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国的に行われる訓練で、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を用いて実施されます。

災害の発生時には、自らの身は自らで守るという「自助」の考え方に基づいて「いのち」を守る行動が大切です。

町民のみなさまも放送にあわせ、ご家庭や職場でシェイクアウト訓練（姿勢を低くし、体・頭を守り、揺れが収まるまでじっとしている訓練）や避難グッズを確認するなど、訓練に参加しましょう。

※今回の訓練では、訓練会場や避難所は、開設しません。ご家庭や職場での訓練となります。

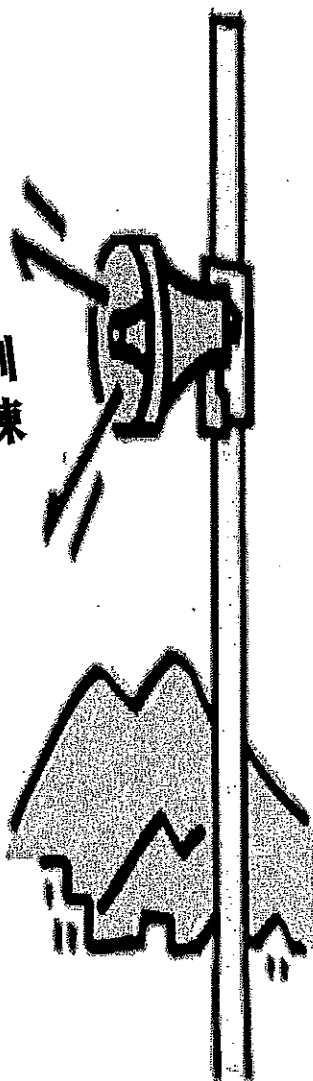
【日時】 6月17日(水) 午前10時頃
「訓練放送」を行います。

訓練放送を合図に各自でシェイクアウト訓練などを行ってください。

（例）

- ・姿勢を低くし、体・頭を守り、揺れが収まるまでじっとしている。
- ・転倒しそうな家具などの確認を行う。
- ・安全に屋外に脱出できるかルートの確認を行う。

訓練



【問い合わせ先】

紀美野町役場 総務課

TEL:073-489-5912

FAX:073-489-2510

紀美野町新型コロナウイルス感染症対策協力給付金について

新型コロナウイルス感染症拡大により経済が停滞する中、町内に事業所等がある中小企業者及び個人事業主に対し、感染症のクラスター防止のための「事業所の感染症防止対策経費」及び事業再開に向け、広報活動、販路拡大、割引チケットの作成など「事業活動再開に向けた経費」などに使って頂く資金として給付する制度です。該当されると思われる方は下記により申請してください。

記

①給付対象事業者

紀美野町内に「事業所」や「営業所等」がある中小企業者や個人事業者が対象で、農家も対象です。ただし、令和元年分の確定申告や町民税の申告の際、「事業収入」を申告されていることが条件となります。また、令和2年以降、5月31日までに開業した事業者の方につきましては、税務署に「開業届」が提出されていることが条件となります。

②給付金の額

法人事業者に20万円、個人事業主に10万円

※個人で複数の事業を営んでおられても1件しか給付を受けることができません。

③受付期間及び受付場所

※受付は3密を避けるため、郵送でお願いします。

※窓口申請をご希望の場合は、下記のとおりです。

受付場所	受付期間	平日	土日受付		
		時間	時間	特記事項	予約
本庁 (産業課)	6月1日(月)～ 6月30日(火)	8時30分～ 17時15分	9時～ 17時	税の申告等のコピーがない場合は受付不可	要
支所 (美里住民室)	6月1日(月)～ 6月30日(火)	8時30分～ 17時15分	-	-	-

④申請書類

役場本庁産業課、美里支所住民室、各出張所にあります。

紀美野町ホームページで申請書を印刷してご利用することができます。

詳しくは、紀美野町のホームページをご確認ください。

<https://www.town.kimino.wakayama.jp/sagasu/sangyoka/shoko/2008.html>



(お問合せ：役場産業課 489-5901)